

## 法学分野の質保証の在り方の検討のための審議メモ

### (第 5 回分科会)

平成 23 年 9 月 13 日

河野 正憲

#### I. これまでの審議の概要

・本分科会は 2011 年 3 月 8 日に第 1 回会議を開催して以来 4 回の会議を、また拡大役員会を 1 度開催した。

第 1 回 (23 年 3 月 8 日) 北原委員から、参照基準の基本的な考え方の説明を、また、広田委員から参照基準の教育学のサンプルについての説明をうけ、さらに、河合幹事から、法学分野の参照基準の策定にあたり問題となりうる点の報告を得た後、自由討論。

今後の審議の方針として、問題が多様な論点を含み、またそれに対する各委員の意見も多様であることが予想されることから、当面は、夏頃までフリー・ディスカッションにより、基本的な問題関心や問題点の抽出などにより相互理解をふかめることとした。

第 2 回 (23 年 4 月 19 日) 池田委員の基本的な方向を巡る報告、討論

第 3 回 (23 年 5 月 30 日) 田中教授によるイギリスの分野別参照基準についての報告、討論

第 4 回 (23 年 6 月 20 日) 藤本委員によるわが国の大学の大衆化の現状に関する調査報告、討論

\*第 1 回拡大役員会 (23 年 8 月 23 日) 今後の審理方針等の検討

#### II. 基本の方針に関する意見

これまでの議論の結果、主として次のような基本の方針に関する意見が出された。

- ① 大学の大衆化に伴い、今日では法学教育が極めて多様化していること、また各大学における法学の専門教育の目的も今日では極めて多様化しており、それを一律に論じることが困難な状態になっていること。
- ② 最近では法科大学院が設置されたことにより、学部段階での法学教育の目的自体が曖昧になっており、学部における法学教育の意義を明確にする必要があること。
- ③ 大学の学部段階での法学教育の目的が多様であることにはわが国の特有の事情があるというべきである。これらの事情は十分に考慮されるべきであり、このような事情を

前提とした上で、学部段階での法学の専門教育の質の向上を図る方策を講じるべきである。そのためには、わが国の社会で法学の専門教育がおかれている現状を明らかにするひつようがあること。

- ④ 予定される「参照基準」の策定においては、学部における法学専門教育において学習すべき「一定の知識の最低基準」を示すという方向は、わが国の大学の学部段階における法学教育の実態に則さず、適切ではない。
- ⑤ 各大学が示すべき法学教育の目的は様々であり、これを特定のものに限定することは実態に則さないこと。このような多様化は、それぞれの大学が受け入れている学生の法学教育に対する需要、その卒業後の進路などと極めて密接な関係があること。各大学で現実に行っている法学教育についても、一面でこれらの点が考慮・反映されており、そこで設定されている教育の程度や提供される対象も大きく異なる。むしろ各大学が独自の法学教育の目標を明示し、その達成のための教育改革を促すために役立つ資料・指針を工夫し提供することを主要な目的とすべきこと。
- ⑥ 法学教育の目的が極めて多様化したにもかかわらず、その多彩な法学教育の中核となっているものは、やはり様々な実定法を中心とした伝統的科目や、これに加えて基礎法の教育であり、それらの教育にはなお一定の効用があると評価されていることにかわりはない。
- ⑦ 各大学での法学教育を受けた者の基本的な素養としては個別の法知識ではなく、むしろ法学教育を通して培われる「規範的判断能力」、「集団におけるマネジメント能力」等の、社会生活上の対人的能力が期待されているようであり、法学部卒業生にはこのような能力を有することが期待されているのではないか。

### Ⅲ. 今後の審議スケジュール案

- ・基本事項の確認・・・ 9月
- ・素案の作成・・・ 10月～12月
- ・調整・・・ 1月、2月

### Ⅳ. 審議事項に関する具体的内容の例示

各項目で論点となりうる事項で審議のたたき台の例示

#### 1. 法学の定義

「法学」は多様な分野を含み、その定義は、それ自体としては様々でありうるし極めて困難であるが、ここでは主としてここで目的とする「大学における法学教育」との関係で定義をおこなうこととする。その方向として、例えば・・

##### (1) 法学の定義

法学は、人間が社会生活を行う上で必要な、人と人との関係を規律する規範の在り方を明らかにするものである。社会生活関係が多様であることに応じて、法学の分野も多様であ

り、法学のアプローチも、現に行われている規範の内容や機能そのものを対象として考察する実定法学、法の本質やその歴史的由来、更には法が社会で機能等を考察する基礎法学、諸外国との法的関連や比較を対象とする国際関係法分野等があり、考察方法もそれらに応じて様々である。

## (2) 法学の諸分野

- ① 実定法学 わが国の実定法に関する教育分野は大別すれば以下のような分野に分かれる。
  - 公法学・・・国家の在り方や統治の基本、地方公共団体などの統治機関の仕組みやその働き、基本的人権を中心とした権利の保障のあり方等
  - 刑事法学・・・社会生活の安全を維持するために最低限必要な規律として刑事法及びその捜査、訴訟手続及び犯罪者の処遇など
  - 私法学・・・市民間の基本的な法律関係、商事に関する法律関係、労働関係及びそれらの紛争の処理に関する法律関係
  - その他の総合的な実定法分野・・・多分野にわたる複合的・総合的な問題。例えば、環境問題、少年問題、社会保障、ジェンダー等
- ② 基礎法学 社会生活における法の本質、其の歴史的由来、外国の法制との比較、法が社会で現実に果たしている機能など
- ③ 国際関係法学 国際機関や国際的な人権、国家間の法律関係、渉外的な事件の取扱い等

## 2. 法学分野に固有の特性

法学自体が多様な内容を有することの他、学部における法学教育自体も様々な目的を持ち画一的に論じることができない。

### (1) 法学教育の目的の多様性

わが国の大学における法学教育は、従来、職業教育としては位置付けられていなかった。法学部は、直ちに法曹として法律専門職として活躍するために必要な教育機関として位置付けられていたわけではなく、公務員としてあるいは企業人として、更には市民として様々な分野にすすむための基礎的な教育として位置付けられてきた。

法曹としての法律実務に必要な高度で技術的な専門的教育は、実定法の基本科目に関する国家試験（司法試験）に合格した者に対して、独自に改めて2年間の司法研修所における実務教育を施すことが予定されていた。

大学における法学の専門教育は、従って、法律専門職に必要な高度の技術的な事項を教育するのではなく、むしろ法学の基本的素養、知識の教授を中心としていた。わが国の法学教育は、法治国家としてのわが国の官僚機構を維持し十分に機能させるために必要な法的素養を有する官吏の養成に始まり、一般企業など社会の様々な分野で、法的な問題を処理しその人的組織をリードすることができる人材を持つことを期待された「法的素養」の涵養が主眼とされてきた。

## (2) わが国の司法制度の現状と大学の法学教育

わが国の大学法学部における法学の専門教育の上記の性格は、わが国における司法制度の成り立ちや現状に深く関連している。

- 1) わが国の社会では、狭義の法律専門職としての法曹人口が極めて少ない点が、西欧諸国の司法制度に比較すると際だった特色となっている。わが国の司法制度は、明治維新後の日本社会の西欧化の方針に従い、ヨーロッパの法制度を継受発展してきた。しかし、わが国の社会で司法が果たす役割は、西欧諸国に比べて必ずしも大きいとはいえず、狭義の法律専門職としての裁判官、検察官、弁護士の数は極めて少数のままに推移してきた。しかもこれらの法律専門職の職業分野は、社会に存在する法律専門分野のうち、特に裁判所における訴訟手続に関わる、「法廷活動」を中心としてきた。
- 2) 専門法曹が扱う事項以外の法律問題に関わる広範な事項の取扱いは、これら法曹以外の法知識を有する人々に委ねられてきた。このような様々な法律関連分野を取り扱う非法曹としての専門職には、司法書士や行政書士、税理士などの職業が設けられており、社会的には市民生活上極めて重要な役割を担っているが、これらの分野にも法学部卒業者のかなりの者が進出し、その職業に従事している。
- 3) 先の司法制度の改革において、わが国の法曹人口の増加が緊急の課題とされた結果、その一環として法科大学院が設置され、法曹人口の増加のための施策が講じられてきた。しかし、新たに設けられた法科大学院での教育の中心は、法曹養成に特化しており、またそこで予定される法曹の主要な活動領域としては、これまでの法曹の主要な活動領域や司法試験科目との関連もあり、専ら法廷活動が念頭におかれ、その教育もそれに直接関連する分野に限った実定法中心の教育に集中する傾向が見られる。法曹以外の広範な法律関連の職業に従事する者への法学教育については、法科大学院の教育の守備範囲とはされず、特別な考慮がなされていない。これらの者の教育は、これまでどおり専ら法学部に委ねられている。これらの非法曹としての職業分野には、パラリーガルとしての裁判所における専門職員や刑事・民事事件に関わる様々な専門職員、国家・地方公務員、一般企業やその他の団体において生じる様々な法律問題の処理に携わる者、市民の生活に直接関わる福祉関係者等極めて多様であり、今後も、何らかの法的教育を受けてその素養を有する者への社会的な需要は存在し続けるであろう。法科大学院の設置によってこのような体制に大きな変化はない。

## (3) わが国の法学の学問的性格一般

- 1) わが国の近代的な法制度は明治以降、特にヨーロッパ大陸法を継受した。これらの諸国の法制度は、イギリス、アメリカなどのコモン・ロー諸国とは違い、基本的に制定法を基礎とする。立法機関において制定された「制定法」の解釈適用が基本であり、わが国の実定法学も、法律条文の構造理解、その解釈などに関する基礎を提供する法理論や技術の研究・教育が中心的な任務とされてきた。
- 2) これらの制定法は、様々な法原理や理論にもとづいて築き上げられた規範の体系という性格を有しており、極めて膨大な内容を理解するうえで、このような基本事項

の分析・研究が不可欠である。法学においては、コモン・ロウ諸国とは異なり、学問化の傾向が強く、この点で法学の研究・教育が大学で行われてきたヨーロッパ大陸法諸国の伝統を受け継いでいる。

- 3) 法律等の規範は具体的事案に現実に適用され、運用されなければならないが、それは様々な関連する社会的な利害対立の調整が求められるからであり、その適用に当たってはこれらの対立する利害や見解の詳細な分析が不可避である。わが国の法規範は、比較的簡明で抽象的な文章で定められており、一般的で汎用可能な規律を定立し得ているが、他方でこれらの法規範を現実の社会事象に適用するに際しては、特に問題となる様々な具体的な利害の調整が求められる点で特殊である。

#### (4) 実定法学特有の性質とその教育上の問題

- 1) わが国の実定法学が主として考察の対象とする実定法規範は制定法の形式を採るが、これらの法規自体は決して不変のものではなく、社会の変化やその他様々な事情に応じて、立法や判例による改廃がある。このような実定法の文言や判例による細かな解釈の変更に拘わらず、実定法の学習においては、それらの改廃の基礎にあるものを理解し、またこれらの改廃をリードする識見を養うことが重視される。こうして、法学教育においては、個別の法規定の細かな個々の知識を習得することが最終的な目的ではなく、むしろ個別の細かな知識を超えた基礎的な考え方などの習得が重視されてきた。
- 2) 法規範の具体化は、様々な局面での法の適用により実現されるが、その際には様々な対立する利益や価値観などの違いを調整した判断がなされる。これらの判断においては様々な異なった見解や其の背後にある様々な価値観など、人々が持つ多様な意見を十分に理解し適切に調節しつつ具体的判断をする必要がある。法学の教育では、異なった価値観、利害を理解する能力の涵養が求められる。
- 3) 法的判断が社会的に受け入れられるためには、その判断が合理的な根拠を有するからであり、法学の学習では一般にこのような根拠付けが重視される。その際、その出発点は法規範であり、それを基にした論理的な推論能力及び合理的な理由付けの処理能力の修得が、様々な程度の違いはあるにせよ、法学教育で期待される。

### 3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養

- (1) 法学教育の目標の多様性と基本的素養
- (2) 考えられる基本的素養の内容
  - ① 規範的判断の修得
  - ② 法律条文の読解
  - ③ 多様な意見の調整能力

### 4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

- (1) 学習成果の意義  
法的思考能力の涵養の修得・向上が中心
- (2) 法学教育の方法
  - ① 講義方式の意義とその限界
  - ② 少人数教育による専門教育
- (3) 評価の観点  
法学教育の目的の多様性とそれにあつた評価方法の確立
- (4) 大学自体での評価の重要性と自主的な教育への反映への努力

## 5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり

- (1) 教養教育の法学の専門教育との関係  
法律専門家に不可欠な市民としての教養
- (2) 教養教育としての法学教育  
市民生活で必須の法学教育
  - ・憲法の基本的人権
  - ・刑事事件・・・裁判員制度
  - ・消費者法・・・市民として必要な基本知識
- (3) 専門教育の基礎としての法学教育
  - ・法の作用の教育
  - ・司法制度の基礎
  - ・多様な法学教育の基礎
  - ・法曹となる者に必要な法学の基礎的素養の教育
- (4) 法学教師の問題
  - ・法学教育の現状に見合った法学教育をするための教師像・・・その研究・養成